

改正案	現行
<p>（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させる事のない体制の整備に関する事項）</p> <p>第四十条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 信託会社は、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p> <p>7 信託会社は、信用情報に関する機関（資金需要者の借入金返済能力に関する情報の収集及び信託会社に対する当該情報の提供を行うものをいう。）から提供を受けた情報であつて個人である資金需要者の借入金返済能力に関するものを、資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。</p> <p>8 信託会社は、その取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。</p>	<p>（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させる事のない体制の整備に関する事項）</p> <p>第四十条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

ならない。

(信託契約代理業に係る行為準則)

第七十七条 法第七十六条において準用する法第二十四条第一項第五項に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～五 (略)

六 その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を怠ること。

七 その取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(その業務上知り得た公表されていない情報をいう。)を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を怠ること。

八 (略)

(行為準則の準用)

第九十九条 法第九十六条において準用する法第二十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～四 (略)

五 その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監

(信託契約代理業に係る行為準則)

第七十七条 法第七十六条において準用する法第二十四条第一項第五項に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～五 (略)

(新設)

(新設)

六 (略)

(行為準則の準用)

第九十九条 法第九十六条において準用する法第二十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～四 (略)

(新設)

督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を怠ること。

六| その取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を怠ること。

七|
(略)

(新設)

五|
(略)